

(第一部)

第二回 参議院治安及び地方制度委員会會議録第十一号

(一五二)

昭和二十三年四月二十七日(火曜日)午前
十時四十八分開會

本日會議に付した事件

○消防組織法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

○第三國人の犯罪取締に關する件

○委員長(吉川末次郎君) これより委員會議を開會いたします。消防組織法の一部を改正する法律案を議題に供します。昨日に引續きまして本法案について御質疑がありましたら御開陳を願いたいと存じます。ちよつと速記を止めて下さい。

(速記中止)

○委員長(吉川末次郎君) 速記を始め、それでは討論、採決を延期いたしました。次の議題に移ります。地方自治法の一部を改正する法律案につきまして提案理由の説明を……ちよつと休憩いたします。官房長官が今見えませんで……

午前十一時四分休憩

午前十一時七分開會

○委員長(吉川末次郎君) 所管大臣である官房長官が見えなくなりましたから、休憩前に引續きまして議事を續行いたします。それでは先程申しました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、官房長官の提案理由の説明を伺いたいと思ひます。
○國務大臣(吉米地蔵三君) それでは

私から本委員会に付託になりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由、及び主要なる事項の概略を御説明申し上げたいと存じます。地方自治の民主化とその健全なる運営を旨として、昨年五月三日新憲法實施と同時に施行せられたのであります。その後におきまする運用の事情に鑑みまして、更に住民自治の本旨を具現し、その民主化を徹底するために昨年十二月相當範圍に互り第一次の地方自治法の改正が行われましたことは各位の御承知の通りでございます。今回の改正の骨子は、地方公共團體の機能に關する規定を整備し、地方議會の機能を一層充實し、地方公共團體の議會と長との關係の調整につきまして、更に一步を進めた措置を講ずることとする外、地方自治運営上における腐敗を防止し、その公正を確保するため、住民の自治參與の範圍を擴張する等の措置を講じようとするのであります。これを要するに第一次の地方の自治改正の趣旨を一層敷衍し、徹底しようとするものに外ならないのでございます。

先ず地方公共團體の機能に關する規定の整備について申し上げますと、現在地方公共團體の機能として處理すべき事務の範圍は、抽象的な字句を用いておりまして、地方自治法に規定されておる次第であります。その儘では地方公共團體の處理する事務の内容が明瞭でありませんので、新たに地方公共團體の機能を個々具體的に例示することとしたのでございます。

次に地方公共團體の議會の機能の擴充についてであります。地方自治の法施行後の實情に省みまして、議會の議決事項として納税者の保護、地方公共團體の重要な經濟行為等の適正な處理に遺憾のないようにするため、議會の議決事項の範圍を擴充することとしたのでございます。

第三點は地方公共團體の議會とその長との關係の調整であります。都道府縣知事、市町村長等の地方公共團體の長と地方議會との關係は、兩機關の相互均衡の上に地方自治の調和ある運営を期することが、地方自治法の根本的な建前でありまして、既に御承知の通りであります。かかる制度の下におきましては、いづれ拒否權の制度が認められておるが通例でありまして、この拒否權に相當する制度としては、現行地方自治法におきましては違法乃至は權限の超越の議決等の特定の場合に限られておるのであります。今回更に條例の制定、若しくは改定、又は歳入歳出豫算に關する議決について全般的に拒否權の制度を認め、執行機關としての責任上、議會に對して反省を促す機會を與えることとした次第であります。

第四點は住民の直接參與の範圍の擴充等による腐敗行為の防止、及び公正の確保に關する新たな措置に關するものであります。先ずその第一は、地方公共團體の財産、又は營造物で特に重要なものについて一定の獨占的な處分、又は使用の許可をしようとするときは、豫め住民の一般投票に付して過半数の同意を得なければならないこととしたこととあります。又その他の比較的重要な財産、又は營造物に關する獨占的な性質を有する處分、又は使用の許可については、議會における出席議員の三分の二以上の者による議決を要することとしたのであります。

その第二は出納長、若しくは収入役その他地方公共團體の職員職務上の地位の濫用による公金又は財産、營造物の違法又は不當な處理についての住民による矯正權の制度を法定いたしました。これによつて住民の信託に基く地方公共團體の公共の利益の擁護に違算なからんことを期した次第であります。その第三は分擔金を徴収する條例の制定又は改正につきましては、必ず公聽會を開いて、關係者の意見を聴き、苟くも不公平に互ることのないよういたしました次第でございます。最後に昭和二十二年七月七日から同二十九年九月二日に至るまでの間に行われまして、いわゆる戦時中の町村の市への編入等につきまして、とかくの世論のある事情に鑑みまして、法律施行後二年以内を限つて、編入せられた町村住民の希望によつては、その分離を認めようとする規定を附則において規定いたしました次第であります。

以上今回の地方自治法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容の概略の説明をいたしました次第であります。

尚詳細につきましては、政府委員より御説明を申し上げます。何とぞ慎重御審議の上速かに御協賛あらんことをお願いいたします。

○説明員(鈴木俊一君) 只今官房長官から地方自治法の一部を改正する法律案の理由及び主要な事項の概略につきまして御説明がございましたが、更にその詳細の内容につきまして説明を附け加えたいと存じます。

今回の改正の主要な第一點であります地方公共團體の機能に關する規定の整備につきましては、從來地方公共團體の機能として處理すべき事務の範圍は、一般的には地方自治法第二條において規定されておりましたが、その規定の形式は極めて抽象的であり、事務の範圍を具體的に明示いたしてない結果、解釋上種々の疑問を生ずるのみならず、一般の理解を得ることが頗る困難な實情にあつたのであります。これらの點に鑑みまして、今回同條に新たに地方公共團體の機能を具體的に例示することにいたしましたと同時に、地方公共團體は、國の固有の事務を處理することはできず、又事務の處理に當つては、法令に違反することをできない旨を規定して、その處理し得べき事務の境界を明確ならしめようとしたのであります。

第二點の、地方公共團體の議會の機能の擴充につきましては、御承知のごとく地方自治法におきましては、議會と長とは、議決機關と執行機關、或いは意思機關と理事機關として各々對等の

立場に立ち、それ／＼與えられた自己の権限を行使し、相互に相牽制して、圓満な地方自治の進展に資せしめることとされておるのでありますが、地方公共團體に關する重要な事件については、できるだけ住民の直接の代表者である議會にも關與せしめることが適當であることは申すまでもありません。よつてこの度更に憲法に賦課又は徴收された地方税等の拂戻、特定の財産、營造物の取得、設置又は處分、特定の契約の締結、地方公共團體がその當事者である訴訟、調停、仲裁に關すること及び法律上その義務に屬する損害賠償等を附加し、議會の議決事項の範圍を擴充いたしました。これ等の事務の處理が住民の代表の意思に基いて、常に適正に行われることを期することとしたのであります。

第三點の、地方公共團體の議會と長との關係の調整につきましては、現在すでに都道府縣知事、市町村長等の地方公共團體の長と地方議會との關係は、いわゆる大統領制度に近似した制度となつておりますことは御承知の通りであります。併しながら更にいわゆる大統領制度の下に採用されておる、一般的拒否權の制度を認めることによつて、議會と長との關係の一層適切な調整を圖り、おの／＼その特色を發揮せしめることは、自治運営の適正を圖る上に必要な措置であると存ぜられるのであります。よつて現行の議會の議決又は選舉がその權限を超え、又は違法な場合、議決が收入支出に關して執行することができないものがあると認められる場合、及び法令による經費又は義務に基く經費、乃至は非常災害による應急復舊費、若しくは傳染病豫防

費の削減乃至減額がなされた場合に關して、認められてゐる特別の拒否權の外、新たに一方で議會の權限の擴充を圖るのに對應しまして、他面、長に對して一般的の拒否權を與へることとしたのであります。即ち先程の説明にもありましたように、地方公共團體の長に對し、條例の制定若しくは改廢、又は歳入歳出豫算に關する議會の議決について異議があるときは、十日以内に理由を示してこれを再議に付することのできるものとし、議會がそれにも拘わらず三分の二以上の多数で再度議決をしたときは、その議決は確定するものとしたのであります。

第四點の住民の直接参政の範圍の擴充等による腐敗行為の防止、及び公正の確保に關する新たな措置について申し上げます。先ず地方公共團體の重要な財産又は營造物の、獨占的な利益を與へるような處分、又は長期に亘る獨占的な使用の許可について申し上げます。現行法におきましては、財産又は營造物の取得等につきましては、條例の一般的規定に従ひまして、處理をいたしておつたのであります。地方公共團體の、特に重要と認めた財産又は營造物については、獨占的な性質を有する處分又は使用は、元來住民に平等に與へらるべき財産又は營造物の利用の、權利に對する重大な制限でありましたから、特に慎重を期すべきであるのみならず、かかる措置が公共の目的上乃至は地方公共團體の財政上の要求により、眞に止むを得ないものであるとしても、このような行為に往々にして伴ひ易い腐敗行為は、極力これを防止するに努むべきでありまして、その手段としては、住民の最終の審判を経て

事を決することが最も適當であると考へられるのであります。又その他の比較的重要な財産又は營造物に關する、獨占的な性質を有する處分又は使用の許可については、議會における出席議員の三分の二以上の者による議決を要することとしたものであります。同様の趣旨に出ずるものであります。

その第二の出納長若しくは收入役その他地方公共團體の職員、職務上の地位の濫用による不正行為の、住民による矯正の請求は、一人でもなし得るのであります。まず監査委員に對して監査を促し、監査委員の監査に基いて、地方公共團體の長が必要措置を講じて、その違法又は不當な行為の制限又は禁止をなす制度であります。若し監査委員又は地方公共團體の長の措置に不服があるとか、これらの者が必要措置を講じないような場合には、請求人たる住民は、更に裁判所に出訴する途を與へられるのであります。これによつて、住民の信託に基く地方公共團體の、公共の利益の擁護に違算なからんことを期してゐるのであります。

その第三の分擔金を徴収する條例の制定又は改正の際の、公聽會の開催の趣旨とするところは、申すまでもなく分擔金の徴収は、利害關係が錯雜し、公正を失する虞れがある場合が少くないので、地方議會又は常任委員會において開催する公聽會によつて、關係者の意見を聴き、できるだけ公正にこれを賦課徴収することを目的としておるものであります。分擔金が、特に数人若しくは一部の者から特定事件について徴収するのである點を重視し、條例の審議に特別の手續を加えた次第であります。

最後のいわゆる戦時中の町村の市への編入等は、御承知のごとく、戦時において軍需工業施設が隨所に擴張を遂げ、そのため附近町村を編入して大都市の出現を見たというやうな例が少なくないのであります。終戦後においては、これらの都市は工業施設を灰燼と化し、或いは豫定の工場等の設置を見ないこととなり、又或いは賠償の對象物に指定を受ける等、少くともその當初の存立の基礎の大半を喪失し、實情に立ち至つた次第でありますので、この現實の事態を率直に認めまして、編入せられた町村のうち、舊に復することを希望するものがありますれば、それらのものの請求に基く關係住民の一般投票を行ひまして、その結果、過半数の賛成があられた場合には、その希望を叶へることができるよういたしました次第であります。

以上、内容につきまして、説明を附加した次第であります。

○委員長(吉川末次郎君) 本日は、この法案につきましては、政府の提案理由の説明を聴く程度に止めまして、次回から質疑に入りたいと思つておりますが、よろしくごさいませう。

○委員長(吉川末次郎君) ではそのようにいたしました。午後一時まで休憩いたします。午後一時から再開いたします。

午前十一時二十八分休憩。

午後一時五十分開會

○委員長(吉川末次郎君) 午前引續きましてこれより委員會を再開いたします。先ず私からこの際戸田内閣總理

大臣兼外務大臣に御質問申上げたいと存じます。

先般來本委員會におきましては、治安の見地から日本に在留いたしてあります朝鮮人の犯罪問題につきましては、特に多大の關心を抱きまして、今日までいろいろ研究を續けて参つたのでございまして、たゞ／＼本月の四日から七日に亘りまして、靜岡縣濱松市において、同市在住のテキ屋、及び興行師の親方でありまして小野某なる縣會議員を主盟といたしまして小野組一家の者と、朝鮮人とがそれ／＼約二百名ばかりずつ、何れも徒黨を組みまして、同市内數ヶ所において、それ／＼ピストル、鐵銃、竹槍その他の武器を以て争闘いたしまして、これを少しく大袈裟に申しますならば、市街戰を演じたしまして、死傷者十數名を出しました。同市の自治體警察は、靜岡縣國家地方警察及び附近の自治體警察、並びに岐阜縣駐在の進駐軍の應援によりまして、漸くこれを一時的に鎮壓いたしましたのであります。又これと似たる事件は、時を同じういたしまして、愛知縣犬山町にも起り、これ亦専ら進駐軍の應援下にこれを鎮壓するに至りました。これらの二つの事件につきましては、我々の委員會におきまして派遣議員から昨日の本委員會においてこれが顛末を報告するところがあつたのでございまして。

更に二、三日來の新聞、特に今日の新聞の報道によりますれば、兵庫縣におきましては約一千名、大阪府廳におきましては約二萬二千名の朝鮮人が、朝鮮人學校閉鎖の件に關連いたしまして騒擾を起しまして、兵庫縣知事、神戸市長、警察長等は約四時間に

率直にいつて現在の我が國の警察力は

本部長官の齋藤君も見えております

よる應急復舊費、若しくは傳染病預防

段としては、住民の最終の審判を経て

例の審議に特別の手續を加えた次第で

ます。先ず私からこの際芦田内閣總理

事、神戸市長、警察長等は約四時間に

互つて朝鮮人のために監禁され、岸田
兵庫縣知事のごときは、當日朝鮮人の
威嚇に遭つて、その學校閉鎖命令を撤
回するの醜態を演じた旨が傳えられて
おるのであります。これらの事件につ
きまして、亦昨日の本委員会におき
まして政府當局より、これが顧末を顧
取るところがあつたのでございま

これら朝鮮人犯罪の處理、及び在留
朝鮮人を今後如何に處理するかとい
うことは、ひとり治安維持の觀點より
だしまして重大なる問題であるばか
りではなく、亦國際外交の點よりい
まして、政府において深甚の考慮を
以てこれが對策を講じらるべきもの
であると考えらるべきであります。右につ
いての芦田さんの總理大臣及び外務大臣
としての御意見を承りたいと思つので
あります。

これにつきましては、一般の日本警
察機能の低下、その他諸般の事項がこ
れが原因として考えられるのでござい
ますが、又特に敗戦後國民全體が一様
に卑屈なる喪失的狀態にあるに應じま
して、在留朝鮮人の一部の中に、自
己を以て戰勝國民と同様の地位にある
ものとの誤解に基いて、日本國及び日
本國民に對するに至り、日本の法律を
無視して治安を紊亂するの行動に出で
たるものでありますけれども、その
對策を當時の政府において確定するに
至らず、まずこれを増長せしめ、
その後昭和二十一年二月軍政部の指令
によりまして、從來の日本の統治權の
下にありました朝鮮人臺灣人等は、日
本人と同様の刑事裁判權の下に限すべ
きが明確化されるに至つたのでありま
す。然るに今尙日本國民及び在留朝鮮

人の間にこのことが十分徹底するに至
らないということが、差當り今回の事
件のその主要原因となつていと思わ
れるのであります。我々は決して古い
民族感情に基く偏見によつてこれを處
理するのではなく、飽くまで日鮮兩國民
の融和の精神に基いて、これが解決を
欲するものでありますけれども、又敢
て日本人であるからと言つて、惡事を
容赦することができないと同様に、朝
鮮人であるからと言つて惡事をなし、
或いは治安を害するやうなものがあ
りまして、そのまゝにこれを認容して
おくといふことは許し得ないのであり
ます。これに對しまして芦田首相兼外
相の確然たる決意の程をこの機會に國
會を通じて、日本國民及び朝鮮人
の前に明示せられんことをお願いする
のであります。他の委員の諸君からも
更に御質問もあらんかとも察します
が、私より先ず以上のことをお尋ね申
上げる次第でございします。どうぞ御答
辯をお願いいたします。

○國務大臣(青田均君) 朝鮮人の在留
者に對してどういふ身分を與えるか、
或いは彼等が取得するかといふこと
については、終戦以來種々の経緯を経て
一應今日のごとき狀態に落付いたので
あります。當時我が國に在留してお
つた朝鮮人の中で本國に歸る意思を表
示した者はこれを自由に送り返す、そ
うして日本内地に居留を希望する者
は、暫く我が國內人と同様の法的管轄
の下に立つて、我が國の法律に服従す
るの義務がある者として今日に至つて
いるのであります。従つて我が國內の法
律秩序を遵守すべき義務においては、
何ら朝鮮人たるの故を以て例外の地位
に立つべき理由はないわけでありま

併しながら實際問題としては終戦後
における我が國警察力の弱化したこ
と、従つて犯罪取締の上においても或
いは日本國民と同一の義務を負う納税
の面においても、從來幾多遺憾の例の
起つたことは御承知の通りであります。
その際において犯罪防止のため、
或いは徴税の實行のために、官吏が職
務を行使せんとして身體に危害を受け
たごとき例も、まゝ見受けられたので
あります。この際朝鮮人の行動を如
何に適法精神によつて規制すべきかと
いふことについては、政府においても
絶えず念頭にかけおつた問題であり
ます。

然るに最近神戸において朝鮮人學校
閉鎖の問題に伴つて、御承知のごとき
暴行事件を惹起したことは、誠に我々
は遺憾とするところであります。併し
ながら既に朝鮮人學校問題は政府にお
いて既定の方針によつて、今日まで進
んで來たのであります。今後とも従
來の方針を堅持してその實行を期した
いと考へてゐるのであります。一昨日
來起りました事件を詳細に調査して、
これに對處する政府の方針を決めるた
めに、昨日法務總裁が現地に出張をい
かしまして、神戸において種々の調査
を遂げた上、歸京を俟つて政府にお
いてはこれに關連したる諸般の問題、
具體的に申せば兵庫縣知事の執つた
處置、或いは檢察廳員の執つた措置
等についても、果して公務員としての
職務として缺くところがあるかつたか
どうかといふ點を十分調査した上に、
それらの處置を決定したいと思
つております。

率直にいつて現在の我が國の警察力は
十分とは申されません。併しながら種
種の事情の下に急速に我が國の警察力
を増強することも、幾多の困難のある
ことを豫想しなければならぬのであ
ります。が、政府と占領軍當局との種
種の切齒の結果、連合軍最高司令官に
おいては、政府が既定の方針を堅持し
てその措置を執ることは完全に占領軍
司令官の政策に合致するといふ言明を
得たのでありますから、神戸の事件の
處理につきましては、連合軍當局と政
府及び自治團體と三者緊密な連絡をと
りまして、目下それらの處分に當つて
おります。大阪方面、神戸方面にお
いて相當の現行犯人を檢挙いたしました
が、市内の狀態は月曜日夕刻に至つて
全く平靜に歸したといふ報告を得てお
ります。現在のところでは暴行事件は
一應の終結を告げて、今後はこれに關
連したる犯罪人の檢挙、又善後措置に
没頭し得る時期になつたものと考へて
おります。今後の治安維持について
は、先程申述べましたように、我が國
警察力の弱体化と、又この變革期にお
ける警察組織の變革に伴つて、十分の能
率を發揮し得ない點等を考へるに、現状
の姿を以てしては、治安維持に十二分
の確信を持ち得ない點もありません。け
れども、現在のごとき事態においては、
占領軍と密接な連絡の下に、必要な處
置を執る以外に方法はないかと考へら
れる次第であります。

以上、一應全般についてのお答えを
いたしました。尙詳細の御質問があれ
ば私からお答えをいたします。

○委員長(吉川末次郎君) ここには國
家公安委員會の委員長及び公正委員
が見えておりますし、又國家地方警察

本部長官の齋藤君も見えております
が、後刻學校行政の問題につきまして
森戸文相もここに來られることになつ
ておりますが、首相は非常に御多忙の
ことであると存じますので、細かい警
察行政、或いは學校行政等に關する御
質問はあとに廻して頂きて、まず
芦田總理兼外相に對して御質問があれ
ば御開陳をお願いしたいと存じます。

○岡本愛祐君 芦田總理大臣にお尋ね
いたしますが、只今委員長の質問に對
しましては御答辯で、今後の治安の維持
については從來の方針を堅持して當る
といふお話でございました。我々はこ
の現在の警察法案をこの委員會で審
議いたしました際に、日本が敗戦後新憲法
によりまして軍備を廢した。そうして
治安の維持に當りますのはどうして
警察力に頼るより仕方がない。然るに
この新警察法案によりまして、自治體警
察主義を採られまして、横の連絡、縦の
連絡といふことは非常に弱体化して來た
のであります。こんなことでは到底完全
な治安の維持はできないではないか。殊
に第三國人に對して非常に警察力が弱
化をするのじやないか。それで本委員
會におきましては政府に要求いたしま
して、二十二年度における第三國人の
不法行為、密入國、そつうものの調
査をいたしました。朝鮮人の不法行為
におきましては、昭和二十二年に一萬
五千六百十何件ございします。集團強盜
及び竊盜が三千五百五十三人、件數に
いたしまして千八百八十四件、それか
ら集團強盜及び詐欺は、件數にして三
百四十八件、人數にして五百九十三
人、その他實に件數にして全部併せま
して五千六百八十二件、人數が一萬五
千六百十人、こういうことになつてお

第三部 治安及び地方制度委員會會議第十一号 昭和二十三年四月二十七日【參議院】

三

ります。この他に表に現れないという不法行為、密入國の關係もありますが、こういうものは非常に多いのだらうと思つております。然るに最近になりまして段々それがひどくなりまして、毎日のように新聞紙上に現われる集團強盜の大部分は朝鮮人である。家庭を襲い、工場や倉庫を襲い、自動車等を奪ひ去るは列車内で傍若無人の強盜をやつておるのは大部分朝鮮人であり、遂に濱松事件となり、大山事件となり、神戸大阪の大部分事件となつて参りました。これは私が考えますのに、濱松事件、大山事件のごときは不良朝鮮人が自治體警察を甘く見まして、こういう事件が起りましたのと、日本人が自治體警察は信用しない、自分の力で何とかしてこれに對抗しなければならぬといふので起つた事件であると思ひます。又神戸事件、大阪事件のごときは一部不良の日本人の煽動もあつたでありまして、これが朝鮮人がやはり自治體警察を甘く見て起つた事件、こうふうに思ふのであります。

するものであります。併し一部不良の朝鮮人に對しては、不良日本人と同様に、斷乎としてこれを取締つて頂きたい。そして一日早く治安の維持をせられて、そして國民をして安んじて文化國家の建設に邁進するようにして頂きたい。こう思ふのであります。

これに對して先程總理大臣から我が國の警察力の強化は事實である。併し諸種の事情で充實はできない、進駐軍に信頼するより仕方がないといふふうなお話もございました。併し先程申しましたように、私はこれはこの新警察制度の缺陷が現れて來ておるのでないかと思ふのであります。軍隊がない以上はどうしても警察力で治安を維持するより外はないのであります。強力な軍隊の存在する、アメリカとかイギリスとか、その外の立派な獨立國におきましては、自治體警察制度で十分やつて行けるでありまして、併し軍隊がなければ、どうしても警察力といふものは、縦の連絡、横の連絡が十分であつて、どんな大事件にも對處できるようにしておかなければならぬのであります。

ところが御承知の通り新警察法では、その縦の連絡、横の連絡ができないように作つてある。これはさういふ日本の國家警察といふものが誤つておつた。日本は軍隊が第一に思つた。第二に誤つておつたのは日本の國家警察だといふ立場から、これが縦の連絡も横の連絡も、断ち切れるだけ断ち切れといふふうになっておるの、この新警察法であります。これを矯正をしないと、私は日本の治安の維持は萬全を期し得ないと思ふのであります。これに對する總理大臣のお考えを伺ひたいのであります。これは何もすぐこの新警察法を廢止をして、又國家警察に歸れといふ意味では決してありません。この新警察制度の下におきまして、もう少し縦の連絡、横の連絡をよくする方法がないであらうか、というのが私の質問の主旨であります。

例へば東京都、大阪市という自治體警察が、自治體の治安を維持するのみならず、國家の治安を維持するといふことになつております。そこで私はこの前も片山總理大臣に質問したのであります。國家の治安維持といふことは國家自身のやることじやないか、國家が自分の生命を維持するのに人にやつて貰う、自治體警察にやつて貰うといふ建前は、それは當然採り得ないじやないか。軍隊のある國は別である。軍隊のない國においては國家自身が強力な警察を持ちまして、自分の生命を維持するといふ建前をどうしても採らなければならぬ。自治體警察にそれじやどういふふうになつて連絡するかと申しますれば、自治體警察に國家事務だ、國家の治安維持の權限を、止むを得ず委任してあるのだ、こう考えられませんか。自治體警察における治安維持は、これは自治體自身の本来の職務である、事務である。さういふふうになつて今新警察法ではなつておるのであります。その點は私が何度質問してもどうしてそれをでなければならぬといふ御答辯であります。

それがどうして誤つておられるのか。誤つておると私は今でも考へるのであります。委任事務と考へますれば、私は縦の連絡といふものは容易にできる、こう考へます。又横の連絡につきましては、自治體警察から國家

警察に應援を求めることはできませんが、現在の新警察法におきましては、國家警察から自治體警察に應援を求めることはできないのであります。今度の場合今どういふふうになつたか、その點分りませんが、縣廳がひどい目にあつておる、縣廳は國家地方警察を持つておるわけでありまして、それが神戸市又大阪市の自治體警察に應援を求めるときはできないといふ建前になつておる。これも私は非常に誤つておる建前だと思ひます。さういふ點について矯正に努力せられる御意思があるかどうか、それを伺ひたいのであります。

もう一つさういふ團體事件といふものは、傳染する危險が多分にあるのであります。さういふふうな團體化した警察力であるといふことがこの大阪、神戸の事件におきましてよく證明されて來たのでありますから、若し計畫的に大暴動を企てるということ、これは朝鮮人以外の問題にもなりませんが、朝鮮人と合體した問題にもなります。さういふ企てをしうとした者があつたならば、大衆運動、メーデーとかいふ際に、若し計畫的にさういふ暴動を起さうと思へば、今の警察法のやり方では容易にこれは起し得る。國會を襲ひ、政府を襲ひ、これを監視することは易々たるものである。さういふことができないように是非なければならぬ。我々國會議員も勿論責務があります。警察法の不備な點はこれから十分研究いたしまして、改正案を國會の方でも作りたいと思ひます。併しこの警察力の執行は政府の責任であります。今日この對策をどういふふうにお立てになるか。これは總理

の決意を伺ひたい第二點であります。

その外細いことについて伺ひたいのですが、それは時間もありませんから簡單に伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(吉田均君) 坐つたままお答へすることをお許し願ひます。只今岡本君から御指摘になりました二つの問題は極めて重要な問題でありまして、率直に申しますと警察法提案の前後においても、或いはかような結果を生ずるのではないかとさういふ豫感を持つておつたのであります。併しながら御承知のごとき周囲の事情によりまして、これに對する自信のある方法をとることができなかったことは、誠に遺憾に思つております。自治體警察、國家警察の二本建で今日まで實行して來た結果が、治安維持の上に大きな缺陷があるといふ事實がすでに目の前に現れておるのであります。

さういふ方法としては只今岡本委員の御指摘のごとき、國家警察の間の縦横の連絡を如何にして十分にすることができるといふ點について、是非これを考究して行く。事實我が國の治安維持に適切な部分については、十分政府の努力によつてこれを修正することに努めなければならぬといふことは、岡本委員の御意見と全然同感であります。只今御指摘の二點については直ちに政府においてもその善後處置について、研究いたしまして、今後成るべく早い機会にこれらの缺點を補正することに努力いたしたいと思ひます。さう御承知を願ひます。

○小野哲君 警察制度の問題につきましては、岡本君から質問がございましたので、私は御座る變えて外務大臣としてのお立場での御所見を伺ひたいと存じます。今回の團體事件が國際的に

考へまして各種の問題を包蔵して

現に我が國の政黨に参加して黨籍を持

でありまして、實は朝鮮人の子弟の教

十四條の規定が適用される。三、前二

も學齡に該當する者は、義務教育とし

て、又戰爭を放棄して外國人と争わ

ず、文化國家を建設する途上にある憤

しみとして忍耐し、隠忍しておつたの

であります。さういふ大事件が續出

いたしまして、これは到底辛抱がし切

れない。隠忍といふことも程度問題で

あるといふふうに皆が考へて來つたあ

るものであります。我々は、日本に望ん

で在留しておる朝鮮人五十七萬人のう

ち、善良な大部分の人には、今後とも

何ら日本人と區別待遇をしないで、相

携えて共存共榮をし、親善關係を増進

して世界の文化に貢獻せんことを希望

するものであります。併し一部不良の

朝鮮人に對しては、不良日本人と同様

に、斷乎としてこれを取締つて頂きた

い。そして一日早く治安の維持を

せられて、そして國民をして安んじ

存じます。今回の騒擾事件が國際的に

置て小學校中學校等に就學しなければならぬのであるが、又これら就學義務のある者の教育については、各種學校の設置は認められないのであります。朝鮮人でありまして、無論私立學校の設置につきましては、學校教育法に基いて先程も掲げてありますように、監督廳の許可を受けて設置することができるのであります。その場合に朝鮮語なり、朝鮮の歴史、文化を教ふということは十分認められるのであります。従ひまして、今年一月二十二日附で各都道府縣知事に、以上の趣意を達するために適切なる措置を講ずることになつたのであります。

御承知のように各地に諸種の問題、起りましたことは極めて遺憾に存じておるのであります。實はこういふ通を出されましたけれども、その實行なか／＼困難であるといふことは、係方面にも特に私共は指摘いたしたのであります。他面朝鮮人の人々の間には、いろいろ團體から教育の自主

つては、日韓教育の差をいふものである。これは、日本に居る朝鮮の人々が皆この文部の態度に根本的に反對しておるわけはないのでありまして、朝鮮の人々うちにも穩健な分子の人々は、日本教育に従うのが正しいといふことを考へておる者もございますし、又子を現にそこに送つておる者も多々あるものであります。併しながら教育の自性というところとて、これに反對する強い主張もありますし、而もこれ民族的特色を以て、強い運動となす可能性があつたのであります。それに加えて、一世界的情勢と目

の社會不安とも相俟ちまして、一部の勢力はこれを利用するような形もありまして、煽動的な形で朝鮮の大衆を煽つたというような事態もありまして、一層問題が激化したとして、先程申しましたように、單なる教育、學校の問題以上の段階に發展したしたのであります。

文部當局といたしましては、殊に最近の事態におきまして、關係方面とも、もはやこの問題は、實は學校或いは教育の問題を超えた問題となつておるのであります。而も先程御質問にあつたような日本の警察力を以てしては抑止できない問題であります。従つてこれは連合軍の側の強い協力なしには問題は解決されないのではないかと、いうことを強く要請をいたしたのであります。昨日以來この問題はその方向に展開いたしましたので我々の豫想したような、處れたような形になることが防止されたと思つてゐるのであります。

尙朝鮮人の經營してゐる學校についてのことでございますが、實はこの點については非常にはつきりした調査が出されておられません。これは特殊の敗戦後の事情によるものでございますけれども、約兒童が五萬、學校が五百餘ということがあるのであります。中心の場所にある學校は、殊に日本の學校の一部分を使つたところなどでは、設備はいい所もあります。先生につきましては、これはどうもはつきりとした調査がありませんので分りませんが、地方の小さな學校については設備においても、教授力においても十分ではないのではないかと存ぜられておるのであります。

全體として見ますれば、これらの學校で朝鮮語と朝鮮の文化が教えられるというところにおいては、多くの強味がありますけれども、一般の教育ということ、この學齡兒童の教育ということにつきましては、設備においても教授力においても、日本の小中學校の方が非常な優位にあると私どもは考へてゐるのであります。

それでは文部省としてはこの問題について最後にどういうふうなことをいいたそうとしておるかということにつきまして申し上げますれば、私どもは政府と共に、學校の問題については、その方針を確乎として維持して、一步も退くことがあつてはならんと考へておるのであります。しかし殊に教育の問題でありますので、實際の扱いにおいては感情を排するものではないという態度で、しかも實情に即した扱いがされなければならぬと思つております。尙學校は閉鎖をするような場合に、それらの兒童の收容について特に強い關心を持つておられます。各都道府縣に對しまして學校が閉鎖された場合の兒童の收容について、萬遺憾なきことを通達いたしておる次第であります。尙學校關係者、朝鮮の學校經營者、責任者等につきましては、集つて頂いて今日の事情、又これまでの行きがかりをよく説明して協力して頂くように、最善の努力をいたしたいと存じておる次第であります。

○委員長(吉川末次郎君) 森戸文部大臣並びに國家公安委員の諸君に對する御質問がありましたら、お述べを願ひたいと存じます。細川さん、何か御要求があるんじゃないのですか。
○委員外議員(細川嘉六君) では一言

さして頂きます。政府の方がいないという困りますが、青田君は歸られたのですか。
○委員外議員(細川嘉六君) 衆議院で本會議にこの問題の質問が起つておるので、まああらへ行かせて欲しいということ、行かれました。
○委員外議員(細川嘉六君) そりすると速記に載るわけだから、速記で見てもいいですか。

○委員外議員(吉川末次郎君) はかの政府委員の方がいらつしやいますから。
○委員外議員(細川嘉六君) これは何でしよう、今速記に残しますが、衆議院が済んだら来て貰えませんか。
○委員外議員(吉川末次郎君) 要求して見ませんか。辻公安委員長並びに齋藤長官が見えておられますから。
○委員外議員(細川嘉六君) では述べますが、又明日でも答へて貰ひたい。
○委員外議員(吉川末次郎君) なんとか處置ないたしやう。森戸文部大臣にあなたの御要求があつたら、留めたのですけれども、先刻から向うの要求があつて行かれました。

○委員外議員(細川嘉六君) それでは止むを得ません。併しこれは重要な問題ですから、先程からの政府當局のお話、それから他の委員の方のお話、その中に出ておることは、この問題を違つて先走つて考えられておられる。そりしてもつと冷静に判斷するべきことを、されずにおるといふ感を受けるんですが、第一に、委員長の話にしても、朝鮮人の一部の者は特權意識を持つて、それが今日の騒擾に關係があるようにいつておられるが、これも朝鮮人の一部にそういう者があること

は、そういうことは否めないことで、現に終戦前日本の支那階級にこそ使われて、えらい目に遭つて来た連中で、その反動として、甚だ遺憾なことではあるが、一部の者には特權のような考へ方を持つて來ておる者もある。併しこれを今度の運動と結びつけるのはどうかと思ふ。それから先つき不法行為についていろいろなことが擧げられたが、それは朝鮮人の中にも間行爲のいろいろなことがある。これは朝鮮人のところにおる者もやつておることではあるが、併し特にこういうことを擧げられると、何か朝鮮人は皆悪い者だという印象を與える。これは冷静な判斷をやる場合に間違ひを起して来る危険があります。

先程の話には、もつと警察制度を強化して、つまり強化するということが、我々終戦前に経験したように、警察力によつて國民を抑へつけるというあの手を、徒らに事態がはつきりしない先に、黙つてこれを容認するということとは、これは從來の我々の経験について、よく反省してない慌て方だと思ふのであります。軍隊がないから淋しいのと同じ感情でここに出來ておる。總理大臣吉田君の答にも、事柄の何ものであるかをまだ鈴木法務總裁が調べんに、それにも拘わらず、彈力を、何かまあ本質的な彈壓政策、それを行ふような組織を作らなければならぬといふやうなことを言ふといふことは、一體どういふことであるか。更に大臣の言葉の中にも大暴動云々といふようにいつておられる。併しそういうことは、一體誰が考へるか。私は勞働運動について長年研究しておる。ことに米騒動の、日本の地域の四分の三に互

つたあの大事件を調べておられますが、あの場合にでも、民衆の運動というものは、これは納得を求めた運動であります。それを官憲があれをいじくつてしまつて、終いに暴動にまで挑發した。それは單に米騒動ばかりじゃない。民衆運動を正當に理解する者には分る……民衆といふものは暴動なんか初めから考へていませんよ。今日働く者の働くだけに甲斐性のあるやうな制度を作れば、誰だつてストライキもデモもやりませんよ。そういうことははつきりしておることです。然るに働いておる者は働くだけのものを與えられない。飢餓に瀕しておるというやうなわけである。なストライキなどがある。そうかといつて、今日又甚だ遺憾なことだが、學校問題で朝鮮人が暴行したとか何とかといふことを言つておる。こういう事柄全體を併せて、これは大暴動が孕まれておるのだ。こういうやうなことを言ふとは、一體どういふことですか。私は、先つき森戸君は文部大臣として不謹慎なことを言つたと思ふのです。今日の問題は教育問題を乗り越えておる。我々はまだ事實をはつきりさせなければならぬのではありませんか。第一に委員の方によく考へて頂きたいことは、まだ日本では敗戦について何を考へべきかということが、一般國民によく納得されておらない。さういふことは大問題であるが、更にこの場合、日本人といふものはどれだけの民族に對して包容力を持つておつたか、包容力を持つていないかといふことがよく證明されておる。さうして今朝朝鮮人が騒いだからといつて、直ちにこういうやうな彈壓のことを考へる。或いは外國の干渉

十分ではないのではなからうかと存せられ
ておるのであります。
○委員外議員(細川嘉六君) では一言
米騒動の、日本の地域の四分の三に互
に、お互い、面々に、お互い、お互い、
互の事を考える。或いは外國の干渉

まで、求めるというより態度は、我々
全體として考えなければならんこと
であると思う。もつとゆつとりと、冷
靜に反省もし、當面しておる事態の實
際のことをよく考へてやるのが我々の
任務であると思う。
そこで第二にお伺いしたいのは、朝
鮮人は一體日本人なのか、外國人なの
が、今岸田君の説明では、外國人であ
るが、日本の法令に従うというような
變則的なものとなつておるようであり
ますが、外國人ならば外國人である、
イギリス人、アメリカ人というものは
外國人である。この人達はどういふ教
育を自分の子弟にやつておられるの
か。それに對して政府はどういふ關係
を持つておられるのか。特に外國人である
とすれば、朝鮮人に限つて特別のこと
を要求するというのはどういふわけだ
るか。それから日本の法令に従うとい
うことは、これは朝鮮人も現にそれ
を認めておることで、朝鮮人連盟の中
の機關である朝鮮人教育對策委員會とい
うものは、「朝鮮人教育彈壓に對して
日本の皆さまに訴ふ」といふものを出
しておられます。御覽を願ひたいのであ
りますが、日本に住んでおる限り、我
々は日本の法律を守り、あらゆる面
で日本の復興のために努力しておる。こ
れは一般朝鮮人の心掛けであります。
先程來なにかかんと、朝鮮人にこう
いふことがある、ああいふことがある
と述べられておるが、それは日本人に
もあることで、それは一部のもののこ
とで、極く少数のものである。それで
以てすべてを推すわけには行かない。
最大多数のものは、日本に住んでおる
限り、日本の法令を守るといふことを
言つておるのであります。そういう心

掛けをやつておることを我々は知つて
おります。そこで先程來の政府當局の
お話では、法律に違反しておる、違反
しておるということになつております
が、學校問題について朝鮮人教育對策
委員會で求めおることは、法律を守
る。そこでどういふことを言つてお
る。この法律を守るといふ前提の下
に、教育用語は朝鮮語としたい。日本
にいる朝鮮人の子供は、國に歸つても
日本語だけができて、朝鮮語ができな
いので蔑まれて外國人のようにされ
る。だから親達は朝鮮語で教育しなけ
ればならぬといふ考へ方を持つてお
る。だから教育用語は朝鮮語とする。
こういう主張が一つであります。
それから教科書は朝鮮人初等教材編
纂委員會で、在日朝鮮人兒童に適合す
るよう編纂した教科書を使用するこ
とを主張しておられます。大體日本の文
部省が作つておる教科書というもの
は、本當に今日日本の達成すべき民主
主義を徹底しておるか。常にその内
容について問題が起きて來ておりま
す。實際にこれこそ國內における他の民
族に對して誘ふに足る教科書である
として出すには、可なり不純なものを
山含んでおる。民主主義の建前からい
うと、不純なものが澤山ある。それで
ありますから、朝鮮人の中からこうい
う主張が出て來ておられます。ずつとこ
れに盛られてある思想から見ると、民
主主義を完成するといふ建前をとつて
おります。
第三には、學校の經營管理は、學校
單位に組織された學校管理組合で行
う、こういうのであります。これは日
本において六・三制の制度を布くとい
つても、餘な學校も作れぬ。豫算も餘

に與えられておらん。學校の子供は教
科書さえ繰に買えない。校舎も餘な設
備がなつておらん。こういう日本のだ
らしのないやり方に對して、こういう
主張が出ておるものと考えなければな
らん。
日本語を正科として採用するといふ
ことを第四に擧げておられます。日本語
を全然排斥するといふのじやない。日
本語を正科として採用する。
以上の四つの項目が朝鮮人の教育に
對する根本的主張であります。我々
はこれを冷靜に考へてやらなければな
らんと思ふ。ここに書いておる以上の
四項目、これさえ認めて貰へば、文部
省のいう學校教育法による私立學校の
認可を受けるといふのである。
これが今日朝鮮人の運動が起るに至つ
た主張であります。私はこれを考へて
どう思ひますか。この主張は怪しか
らんと思ひますか。私は政府當局に聽
きたい。反省してもらいたい。それか
ら委員諸君も、教育問題に關する人た
ちは、やつぱり眞剣に考へてやらなけ
ればならぬことであると思ふのであり
ます。
話せばわかる。どれだけのことを、
學校閉鎖をやる前に、朝鮮人の責任者
と共に、文部當局なり地方當局が話し
合つたか、それを一つお聞きしたいの
であります。向うにこつちから話をし
ようと思つても、向うが受附けぬとい
ふならば、向うが悪い。どれだけ互
に歩み合ひをやつておつたか。殊に日
本政府當局は、この問題については、
彼らが間違つたところはあるにして
も、從來こつちも外國人を、朝鮮人、
中國人というものを大分やつつけて來
た。だから向うも反感を持つておる。

これは當然のことである。そういう場
合に、こつちが大きく出て、冷靜に出
て、根氣強くこれらと話合つて行け
ば、必ず話がでないことはなからう
と思ふのであります。廣島、山口にお
いては、問題が一應片付いて來ておる
様子であります。詳しいことは分りま
せんが、あつて兩者對立感情を以て
向い合ひといふのでなしに、一應閉鎖
せよと言つたが、向うはなか／＼應じ
ない。應じないから、又手を替へて互
いに話し合おうといふように、廣島、
山口あたりで來ておるのじやないか。
そんな騒ぎも、調査の上はつきりさせ
なければならぬと思ふのであります。
が、大阪、神戸の方はその反對を行つ
た。つまり規則すくめでべちやつとや
つた。その疑いが濃厚なのでありま
す。話せばわかるんことではないと思
ふのであります。この四つの項目なん
かというものは、何もその規則違反だ
とかなんとか言わないで、話合で青筋を
立てる程の問題じやなからうと思ふ。
それがこつちうふうになつたことは甚
だ遺憾である。神戸、大阪において、
この不許事件が起る前にどんな苦心が
拂われたか、努力がなされたか。閉鎖
命令だ、これに従へ、これだけでやつ
けたのか。このあたりは十分納得行く
ようにしたいと思ふのである。民衆運
動といふものは、それを悪く刺戟しな
ければならぬなるものじやない。
○委員長(吉川末次郎君) 細川君に伺
います。大分續くのであります。か。
○委員外議員(細川嘉六君) もう一
つ……
○委員長(吉川末次郎君) なるべく簡
單に……
○委員外議員(細川嘉六君) 大阪、神

戸の問題は、地方當局と朝鮮人との間
において片が附いたかに私は思ふので
ある。それが再び煮返されて今日の騒
ぎとなつて來ておる。それで連合軍側
の干渉が起るようになつておるのであ
るが、この場合に、連合軍が神戸にお
いて、非常事態宣言を發するに至つた
ことについては、地方當局或いは政府
との間に何かの話があつたのか、なか
つたのか。私は思ふにこんな問題は
日本國內の問題であつて解決される問
題だと考へております。如何に教育、
警察制度が今日できたてであるにして
も、道理と努力を以てすればここまで
行かない筈だ。それが今日は日本政府
は自分等の責任を果してない。そう
して連合國の介在までも求めるよう
になつた。これはお互いが悪い。だか
らH.Q.が乗り出して來るには、政府當
局、或いは地方當局が何かの申込みを
したか、その點を伺ひたいのでありま
す。
話は長いようであります。私はこ
れは重大な事件だと思ひます。今まで
この委員會で述べられた政府當局と委
員の方の態度から、考へ方からしまし
ても、ただ先へ／＼と持つて行く意圖
が感ぜられてしうがない。この問題
は重大な問題であるから、今日の文部
省では片が附かないことになるのであ
つて、教育の問題は、國會が更に大仕掛
けに、本當の教育を施すために何か施策
をしなればならぬ、そこまで考へてお
るのじやないか、こつちうふうに考へま
す、その他まだ問題が調べ中でありま
すから、他の細いことは質問しまし
せんが、大體以上のことについて伺ひ
を申し上げたいと思ふのであります。
○委員長(吉川末次郎君) 何か外
に……

○岡本愛祐君 只今細川さんから共産黨の見方からいろいろ御意見があり、御批判がありました。文部省関係の問題は文部大臣と政府の方からお答えがあるでしょうが、我々委員の發言の言葉尻を捉えている／＼お話があつたので、私に關係しておることについて聲明じやありませんが、一言申上げて置きたいと思つてあります。速記録を御覽下されば公平な第三者にはよく分ると思つてあります。

私がここで申したことが反省が足りない、敗戦國民として反省が足りないという御批判がありました。十分反省をしておるつもりでありますが、十分反省をしておるが、こういうような大事件が起つちやもう少し深く考えなければいかん、こういうことを言つたのであります。

それから朝鮮人の犯罪者が極く少数である、日本人だつてやるじやないかと言われる、日本人だつてやりますが、朝鮮人の、犯罪が餘りに多過ぎるということを言つたのであります。二十二年度の私の取つた統計、これは政府の表にできた統計だけであります。泣き入りで訴えないのは澤山あります。先程も同僚議員から聞いたのであります。娘まで買おうというやうな人もある。村に行つて、お前の娘を嫁にくれというやうなそういうことは表に出ておりませんが、金で買おうというやうなものもある。五十七萬の在留朝鮮人の中で一萬五千人からの犯罪者を出しておるといふことは、これは少くはありません。非常に多い。

それから我々が軍隊を欲しがつておるといふ言葉、ちつとも我々は軍隊を欲しがつておらない。我々は戦争を放棄したのだから軍隊はちつとも欲しがつておりません。併し國家である以上は、國家の秩序は立てなければならぬ。秩序が立たない大きな原因は、やはり朝鮮人の犯罪であります。騒擾關係である。只今の警察をもつとしつかりやつて貰いたいというのは、日本國民を代表する一議員の本當の心からの聲であります。

それから朝鮮人が全部が惡人でない、そんなことは百も承知で、五十七萬の在留朝鮮人の中には善良な人が勿論非常に多いということを十分知つておる。そういう人は日本人と區別しない、本當に相携えて共存共榮をしようじやないか、それはしなければならぬ、親善關係を増進しなければいかんと言つておられます。それから不良の朝鮮人だといつて不良の人は許しておけない不良の日本人同様に斷乎として取り締まなければいけないと言つておるのであります。そういうことをよく汲み分けて頂かなければならぬ。

それから話せば分ると言はれますが、話すにも禮儀がある。こういうやうな群衆の、而も暴力を含んだ大きな力を以て脅迫しちやいけないのであつて、それはやはり正當な大衆運動の域を超えておると思ふ。大衆運動に對して、我々は決していけないものだとは考へておりません。大衆運動も必要である。正當な労働運動はもとより彈壓なんかしてはいけないと私は信じております。それで私の言つたことは、こういうやうなえらい騒擾ができることを考へて見ると、計畫的に火をつけられるものがあれば、非常事態宣言をしなればならぬやうな騒擾が今後も起つて来る虞れがある、その實例が示され

たのじやないか。だからそういう不祥事が起らないやうに、今後は注意しなければいかんじやないかということをやつてゐるのであります。

○委員長(吉川末次郎君) 時に委員外の議員の發言を許可したのですから、まあこのくらいにしておいて頂いて、今日はこれで閉會することにいたして如何ですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(吉川末次郎君) これをもつて散會いたします。

午後三時九分散會

出席者は左の通り。

委員長 吉川末次郎君

理事 中井 光次君
鈴木 直人君

委員

羽生 三七君
奥 主一郎君
大隅 憲二君
岡田喜久治君
青山 正一君
岡本 愛祐君
小野 哲君
細川 嘉六君

委員外議員

内閣總理大臣 芦田 均君
外務大臣 森戸 辰男君
文部大臣 若米地義三君
國務大臣

政府委員
國家消防廳長官 新井 茂司君
國家公安委員 辻 二郎君
國家地方警察本部長官 齋藤 昇君

説明員
總理廳事務官 鈴木 俊一君
(地方自治課長)